

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から43年3月まで

結婚し長男を出産したが、昭和39年8月ごろから実家で母親と同居していた。母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。その後、集金人から教えてもらい、国民年金保険料の免除を受けていたはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までについては、申立人が所持する41年4月発行の国民年金手帳において、同年同月から同年9月まで検認印の押印が、二重線で抹消されていることが確認でき、集金人が申立人の家庭事情等を考慮し免除申請手続の教示を行ったとする申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、昭和43年度及び44年度について、国民年金保険料が免除されていたが、申立人が所持する国民年金手帳には両年度について申請免除が承認された場合に押印されるべき承認印が無いことから、昭和41年4月から43年3月までの保険料についても申請免除されていたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和37年3月から41年3月までについては、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の母親若しくは申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、

ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から40年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで
③ 昭和56年8月から57年3月まで
④ 昭和61年2月及び同年3月

私は、昭和36年10月に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していた。38年10月の婚姻後は、私が、夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、前後の国民年金保険料は納付されている上、社会保険事務所が保管している申立人の特殊台帳の昭和51年度摘要欄に申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、納付書の交付を受けた申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間④については、2か月と短期間であるとともに、前後の国民年金保険料は納付されており、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和36年10月に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張してい

るが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、40年10月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間の一部は、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立期間③については、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和56年度の摘要欄には、「納付書」の記載に次いで、国民年金保険料が納付されなかったために送付されたものと考えられる「催告状」の記載が有り、さかのぼって納付したとの主張も無いことから、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、61年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から40年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで
③ 昭和56年10月から57年3月まで
④ 昭和61年2月及び同年3月

私の国民年金については、昭和38年10月に結婚した際、夫が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、夫が、夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、未納となっているのは納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、前後の国民年金保険料は納付されている上、社会保険事務所が保管している申立人の特殊台帳の昭和51年度摘要欄に申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、納付書の交付を受けた申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間④については、2か月と短期間であるとともに、前後の国民年金保険料は納付されており、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和38年10月に、申立人の夫が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してく

れていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、40年10月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間の一部は、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立期間③については、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和56年度の摘要欄には、「納付書」の記載に次いで、国民年金保険料が納付されなかったために送付されたものと考えられる「催告状」の記載が有り、さかのぼって納付したとの主張も無いことから、申立期間の保険料は納付されなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人の夫若しくは申立人が、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、61年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から51年3月まで

私は、昭和43年11月に結婚し、夫が厚生年金保険の被保険者であったため、義母が国民年金被保険者資格を強制から任意に変更する手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

領収書など証拠となるものは残っていないが、国民年金に加入して以来、欠かさず国民年金保険料を納付していたはずであり、納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月以降、第3号被保険者期間及び3か月の未納期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時居住していたA県B郡C町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿では、申立人は、昭和44年6月27日付けで任意加入していた国民年金被保険者資格を喪失している旨の記載が有り、社会保険庁のオンライン記録も同様となっている。しかしながら、申立人が所持している国民年金手帳及び再交付された年金手帳には、いずれも42年3月1日に国民年金の被保険者資格を取得後、61年4月1日に第3号被保険者となったことに伴い被保険者資格を喪失するまで喪失の記録は無い上、再交付された年金手帳は、上記の被保険者名簿の記録に沿って資格喪失時期を記載する必要があるところ、申立人の資格喪失時期は61年4月1日と

記載されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から37年3月まで

私は、国民年金制度の発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納付できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、11か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入していることが、申立人が所持している国民年金手帳が同年同月1日に発行されていることから確認できる上、国民年金加入期間の国民年金保険料については、申立期間を除き、すべて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、厚生省（当時）の通達により、市町村において過年度保険料の収納を取り扱うことができるとされていた時期であり、A市においても、この取扱いを行っていたことが確認できること、及び申立人は、昭和38年3月25日に、37年4月から38年3月までの保険料を集金人に納付していることが、申立人が所持している国民年金手帳から確認できることから、申立人は、この納付に併せて申立期間の保険料を集金人に納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び同年3月並びに6年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月及び同年3月
② 平成6年5月から同年9月まで

私は、平成5年に会社勤務を始め厚生年金保険に加入したが、すぐに会社は辞めた。その後、社会保険事務所から職員が来たのでさかのぼって国民年金保険料を支払った。職員は2回来た記憶がある。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は2か月、申立期間②は5か月といずれも短期間であるとともに、前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月に申立人の元夫と連番で払い出されており、このころに申立人は元夫と共に国民年金に加入したものと考えられ、申立期間の保険料については、現年度保険料は未納であることが、A市の保険料の納付状況等を記録している収滞納リストで確認できることから、申立期間の保険料を納付するには過年度納付となるが、申立期間当時、社会保険事務所が過年度保険料を個別徴収していたことから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA工場(現在は、改組してB株式会社)における資格取得日は、昭和34年9月1日、資格喪失日は、39年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和34年9月から35年7月までは4,000円、同年8月から36年9月までは6,000円、同年10月から37年5月までは8,000円、同年6月から39年4月までは1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から39年5月1日まで

私は、学校卒業後、同窓生と一緒にA工場に入社し、正社員として織物の仕事をしていたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、改製原戸籍によると、昭和37年4月*日付けで氏名をCからDに変更したことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の一部を含む昭和34年9月1日から39年5月1日までの期間について、申立人の変更前の氏名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人は当該事業所において勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿に記載

されている未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和34年9月から35年7月までは4,000円、同年8月から36年9月までは6,000円、同年10月から37年5月までは8,000円、同年6月から39年4月までは1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和34年4月1日から同年8月31日までの期間については、上記の被保険者名簿によると、申立人が同期入社とする元同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年11月1日となっていることが確認できる上、申立期間当時、A工場に在籍していた元同僚6人も、それぞれ記憶する入社日と資格取得日が異なっていることから、当時、当該事業所においては、必ずしも入社日と同日で厚生年金保険の加入届を行っていなかったことがうかがえる。

また、A工場は、平成16年8月31日に解散しているほか、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、解散時の代表清算人に照会しても、当時の一切の関連資料は保管されていない旨供述していることから、当該事業所における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和34年4月から同年8月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年1月6日まで

私は、昭和60年6月にA株式会社に就職し、同年10月から正社員として勤務していたが、ねんきん特別便では厚生年金保険の資格取得日が61年1月6日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「社員身分証明書」及び複数の元同僚の供述から、申立人は昭和60年6月14日からA株式会社B課に勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶している複数の元同僚に照会したところ、このうち二人の元同僚は、正社員は全員が社会保険に加入していたはずである旨回答しており、申立期間において申立人と同様に事務職として勤務していた複数の元同僚が入社したとする日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。

さらに、申立人は、昭和53年3月2日付けで国民年金の任意加入被保険者となり、保険料を現年度納付しており、60年9月4日付けでC市に資格喪失の申出手続を行っていることは、A株式会社において同年10月

から正社員であったとする申立人の主張と符合する。

加えて、申立人の夫が申立期間当時加入していたD共済組合（現在は、E共済組合）に照会したところ、同共済組合が保管する申立人の夫に係る「組合員原票」の被扶養者欄には、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間において申立人は夫の被扶養者ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和60年10月1日からA株式会社において正社員として勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和61年1月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が共に昭和61年1月6日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る60年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A有限会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年6月16日）及び資格取得日（33年4月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和32年6月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から33年3月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月16日から33年4月25日まで
昭和27年から59年までの期間、A有限会社に継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の記録が無く、未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A有限会社において昭和29年9月2日に厚生年金保険の資格を取得し、32年6月16日に資格を喪失後、33年4月25日に再度資格を取得しており、32年6月から33年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A有限会社の現在の代表取締役は、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除し、社会保険事務所に納付していたと供述しているほか、申立期間当時に勤務していた複数の同僚も、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態

の変更は無かったと供述している。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間において、申立人と仕事内容が同じであったとする複数の同僚を含むすべての被保険者について、いずれも厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和32年6月から同年9月は1万4,000円、同年10月から33年3月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年6月から33年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 1337

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 60 年 12 月まで
申立期間の国民年金保険料については、国民年金の被保険者資格を喪失した記録となっているが、引き続き納付していたので、納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A 市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人は、昭和 58 年 6 月 5 日に国民年金の任意被保険者資格を喪失したことに伴い、申立期間は無資格と記録されており、これは、社会保険事務所が保管する特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳の記載とも一致することから、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年12月まで
私は、結婚後、夫と一緒に、国民年金に加入し、国民年金保険料は夫婦二人分を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後に申立人の夫と一緒に、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は夫婦二人分を納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和45年11月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、このころに、申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年5月まで

昭和36年4月ごろ、国民年金に加入し、国民年金保険料については、母親が近くの郵便局で納付していたと思う。保険料を納付していたことが分かる資料は無いが、当時、同居していた両親と二人の兄も保険料を納付していたはずであり、納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は48年11月に夫婦連番で払い出されており、このころに加入手続きが行われたものと推認され、A市の保管する国民年金被保険者名簿でも、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることが確認できる上、申立人の母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親及び二人の兄弟も、申立期間は国民年金に未加入となっていることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人の母親若しくは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、
還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
昭和 57 年 10 月から就職したため、前納していた申立期間の国民年金保険
料が還付されたこととされているが、保険料の還付を受けた記憶はないので
調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 57 年度国民年金保険料領収書により、申立期間の国民年金保険料については、昭和 57 年 6 月 28 日に納付されていることが確認できるものの、社会保険事務所の保管する申立人に係る特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳の記載から、申立人は、同年 10 月 1 日付で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間については、国民年金の未加入期間となっている。

また、社会保険事務所が国民年金保険料を還付した場合に記録することとされている還付整理簿の還付金額欄に「31,320」、還付事由欄に「資格喪失」、決定年月日欄に「58. 5. 27」、支払年月日欄に「58. 6. 24」との記載が有ることに加え、特殊台帳の昭和 57 年度欄にも「喪失」、「還付 57. 10～58. 3 まで 31,320 円」との記載が有り、これらの記載内容を踏まえると、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年10月まで

私は、平成8年4月に会社を退職した後、国民年金保険料の納付書が郵送されて来たため、母に銀行で申立期間の保険料をまとめて納付してもらった。一度も保険料を未納にした記憶がないので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月に会社を退職した後、国民年金保険料の納付書が郵送されて来たので、申立期間の保険料を申立人の母親にまとめて納付してもらったと主張している。しかしながら、申立人は、7年4月1日に厚生年金保険の被保険者となったため、同日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、14年6月19日に同被保険者資格を再取得するまでの間、再加入した記録は無いことが、申立人が申立期間当時居住していたA市が保管している電算システムの資格記録で確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立期間は未加入期間であり、申立人の母親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の母親若しくは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から55年7月まで

私の国民年金については、昭和46年11月に父が経営する会社を退職した際、故人であるその会社の経理担当者へ加入を勧められ、同担当者が私に代わって加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれた。

国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月に申立人の父親が経営する会社を退職した際、その会社の経理担当者から国民年金への加入を勧められ、同担当者が加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれたと主張している。しかしながら、社会保険庁の基礎年金番号情報記録では、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の被保険者記号番号であり、申立期間の保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間当時、申立人が居住していたA市B区の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、同手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことがわがわがせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうちの昭和51年4月以降の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストでは、申立人に該当する者は無く、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、申立期間は未加入期間であることから、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年8月までの期間及び47年1月から49年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年8月まで
② 昭和47年1月から49年10月まで

私は、昭和45年1月ごろ及び47年2月ごろ、A区B支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料は漏れの無いよう、納付書により夫と一緒に納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、昭和45年1月ごろ及び47年2月ごろにA区B支所（現在は、C区役所）で国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により、同支所で納付したと主張している。しかしながら、D市における保険料収納方法は、51年3月までは国民年金手帳に印紙を貼付の上、検認印を押す方法であったことが確認でき、申立内容とは符合しない上、社会保険事務所が保管している特殊台帳により、申立人は、42年7月に国民年金の被保険者資格を喪失後、同資格を再取得したのは、50年8月であることが確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1108 (事案 545 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 10 日から 36 年 4 月 1 日まで
以前に申立てを行い、A株式会社(昭和 41 年にB株式会社に変更)での期間については、非あっせんの決定を受けたが、その原因は、第三者委員会が照会した当時の同僚が、送られてきた質問状の一部に回答を記載せずに返送したためである。当該同僚が回答しなかった箇所について思い出し、再送しているので、もう一度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B株式会社は既に倒産しており、清算人も当時の記録及び関係資料が無いため、申立てに係る事実については不明としている上、申立期間当時の複数の同僚に照会しても、申立人の勤務期間は明確で無く、申立てに係る事実を確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 19 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、「申立人は、昭和 35 年の夏頃に退職したという話を同僚から聞いたことがある。」とする当時の同僚の供述を新たな情報としているが、当該同僚に詳細を確認したところ、当時、申立人は百貨店の担当で自分は専門店の担当であったため、申立人がいつ退職したか直接は知らなかったとしており、また、誰から申立人の退職について聞いたかも分からないなど、あいまいな供述しか得ることができなかった。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、申立期間当時の複数の同僚に対し新たに照会したが、申立人の勤務期間を特定できる供

述を得ることはできず、申立てに係る事実については確認できない。

また、申立人は、申立期間の始期である昭和 31 年 11 月は、ちょうど C 社の担当になったころであると述べており、当時、D 社 E 本店が進駐軍に接收されていたのが解除されたため、C 社の担当であった同僚が D 社 E 本店の担当になり、自分が C 社の担当になったとしているが、「株式会社 D 社史」によると、D 社 E 本店は 27 年 1 月に接收が解除され、同年 6 月に再開店している。さらに、申立人が、自分が退職した後に入社したとしている同僚が、32 年 3 月に A 株式会社で被保険者資格を取得していることや、自分が退職した 1 年ほど後に退職したとしている同僚が、32 年 10 月に同社の被保険者資格を喪失していることから、36 年 3 月末日まで勤務していたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 20 日から 49 年 5 月 30 日まで

私は、A 社会保険事務所に被保険者記録の照会をしたところ、以下のとおり勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無かった。①昭和 46 年 10 月に B 株式会社 C 部と雇用契約を結び、同年 10 月から 47 年 1 月末まで B 株式会社の関連企業（株式会社 D 及び E 株式会社）に 3 か月間、技術獲得と技術研修のため社員として出向し、この間は B 株式会社から給与が支給された。②昭和 47 年 2 月、F 国にある B 株式会社の海外事業部門として設立された、現地法人 G 株式会社へ赴任、当初の 6 か月間は規定により単身赴任したが、この間も日本国内に残る家族に B 株式会社から給与が別途支給され、家族呼び寄せ後も危険手当が B 株式会社により日本の銀行口座に振り込まれていたため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社に保管されている入退社名簿の記載及び B 株式会社が設立した現地法人 G 株式会社で勤務していた同僚の全員が、申立人が勤務していたことを記憶していることから、申立人は申立期間のうち昭和 46 年 10 月 20 日から 49 年 5 月 15 日までの期間について B 株式会社の関連会社で勤務していたことが認められる。

しかし、B 株式会社に照会したところ、「当時の人事部の取扱いでは非常勤嘱託の処遇については、給与（嘱託料）や手当については支給するが、社会保険（健康保険・厚生年金）については加入しなかった。」と回答して

いる上、同社が保管していた昭和49年5月の退職者名簿によれば、申立人の退職理由は「解嘱」と記載され、正社員の退職理由とは異なる上、当該名簿の中には「社保」という項目があり、厚生年金保険の加入記録が存在する従業員については「レ」と記載されているが、申立人については「／」と記載され、B株式会社は、この「／」について、当初から社会保険に加入しなかった者と説明している。

また、B株式会社は「当社に保管されている当時の社員名簿及び昭和49年当時の厚生年金資格喪失届を調べたが、申立人の名前は載っていなかった。」と回答していることから、当時申立人は社会保険に未加入であったことがうかがえる。

さらに、B株式会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号に欠番も無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の加入記録において、申立期間における申立人の記録は確認できない。

このほか、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
私は昭和 46 年 1 月から同年 11 月末日まで継続して株式会社Aに勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aと同一の敷地、建物に存在していた当該事業所の関連会社である有限会社Bで勤務していた従業員が、申立期間の一部において申立人が働いていた旨供述していることから、申立人が当該事業所に申立期間の一部期間において勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、申立期間中に株式会社Aの事業主と二人で働いていたとしているが、当該事業主は、既に亡くなっている上、当該事業所は昭和 47 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、52 年に解散しているため、事業主の親族で当該事業所の役員に照会したところ、申立期間当時の関連資料等は保管されていないことから、申立人の正確な勤務実態及び申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者資格喪失後に、健康保険証が返納された記載がある上、申立期間に申立人の氏名は記載されていないことから、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人は当該事業所が経営不振になってからは、上記有限会社

Bから給与を支給され、社会保険関係の事務も行っていたと供述しているが、上記事業所は昭和47年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、50年に破産終結しているため、上記事業所の事業主で、当該事業主の親族に照会したところ、申立期間当時の関連資料等は保管されていないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月から同年11月30日まで

私は昭和26年3月から30年3月23日までA株式会社B支店に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録の照会をしたところ、26年3月から同年11月30日までの厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、昭和26年3月から同年11月30日まで臨時従業員としてA株式会社に勤務しており、健康保険証も所持していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務したと供述している、申立人と同様に臨時従業員としてA株式会社B支店に勤務していた同僚の供述から、申立人が申立期間において臨時従業員として当該事業所に勤務していた可能性はあるが、当該事業所及びA健康保険組合に照会しても、当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていないため、申立てに係る事実は確認できない。

また、A株式会社B支店において、申立人と同様に昭和26年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、そのうちの8人の従業員が申立期間において臨時従業員の期間があったとしているが、いずれの従業員も、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無い上、そのうちの一人は「昭和26年12月1日に本採用になった時に、初めて厚生年金保険被保険者証を受け取った。」と供述していることから、当時当該事業所では、臨時従業員については入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間において健康保険証を所持しており、申立期間にC（地名）のD病院及びE医院（通称はF診療所）で受診した旨供述しているが、G県H部I課及びD病院（現在はJ医院）に照会したところ、C（地名）のD病院が開設されたのは申立期間より後の昭和30年であり、申立期間において近隣に「K」を含む呼称を有する医療機関の存在を確認できないとしている上、複数の従業員が、臨時従業員の期間に負傷した場合はE医院で、健康保険証無しで受診した旨供述していることから、申立期間において健康保険証を所持していたとする申立人の供述をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 7 月 31 日まで
② 昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 9 月 30 日まで
③ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 37 年 3 月 21 日から 61 年 8 月 20 日まで株式会社Aに勤務していたが、上記申立期間について、毎年春闘で賃金が上昇しているにもかかわらず、標準報酬月額が上がっていない。標準報酬月額を決定する報酬月額に幅があるのは知っているが、おかしいと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額の決定については、株式会社A及びA健康保険組合に照会しても、厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等は保管されていないため、申立てに係る事実について、確認することはできない。

また、申立人と同じく昭和 37 年 3 月 21 日に株式会社Aに入社した同僚 26 人について標準報酬月額の推移を調査したところ、申立人と同様に標準報酬月額が推移している者が、申立期間①について 3 人、申立期間②について 3 人、申立期間③についても 3 人存在することから、毎年当該事業所が提出した算定基礎届又は月額変更届出に基づき定時決定又は随時改定が行われても、すべての従業員について標準報酬月額が上昇するとは限らなかったことがうかがえる。

さらに、株式会社Aは、昭和46年から新賃金制度を発足させ、47年からは昇給に職能ランクを取り入れていることが同社の昭和47年度一般従業員昇給要綱から確認できることから、毎年賃金の上昇があったとしても個人差が生じることが考えられるため、「毎年春闘で賃金が上がっていたのに標準報酬月額が上がらないのは、報酬月額に幅があったとしても、おかしい。」とする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで
② 昭和 52 年 8 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 21 日から 62 年 9 月 11 日まで株式会社Aに勤務していたが、上記申立期間について、毎年春闘で賃金が上昇しているにもかかわらず、標準報酬月額が上がっていない。また配偶者も当該事業所に勤務していたが、私と配偶者の標準報酬月額の上昇が同様でない年があるのは、おかしいと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額の決定については、株式会社A及びA健康保険組合に照会しても、厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等は保管されていないため、申立てに係る事実について、確認することはできない。

また、申立人と同じく昭和 40 年 3 月 21 日に株式会社Aに入社した同僚 10 名について標準報酬月額の推移を調査したところ、申立人と同様に標準報酬月額が推移している者が、申立期間①について 2 人、申立期間②について 1 人、申立期間③についても 5 人存在することから、毎年当該事業所が提出した算定基礎届出又は月額変更届出に基づき定時決定又は随時改定が行われても、すべての従業員について標準報酬月額が上昇するとは限らなかったことがうかがえる。

さらに、株式会社Aは、昭和46年から新賃金制度を発足させ、47年からは昇給に職能ランクを取り入れていることが同社の昭和47年度一般従業員昇給要綱から確認できることから、毎年賃金の上昇があったとしても個人差が生じることが考えられる上、申立人と配偶者は入社年度も職種も違うことから、「毎年春闘で賃金が上がっているのに、配偶者と同様に標準報酬月額が上がらないのはおかしい。」とする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から25年6月30日まで
私は、A専門学校を卒業後、すぐにB株式会社に入社しました。B株式会社は、絹の縫い糸の卸をしている会社でした。昭和25年7月にC市の教員に採用され、同年6月に退職しました。B株式会社に勤務した24年5月から25年6月まで、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB株式会社は昭和29年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に解散し、当時の事業主も既に亡くなっており、当時の資料の存在も不明であるため、申立人の厚生年金保険料の控除について、事業主の親族に照会をしたが、「申立期間当時は当時の事業主が保険料の控除を行っていたので保険料控除については分からない」旨の回答であり、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態等について、事業主の親族及び申立人と同時期に勤務していたと思われる同僚に照会しても、申立人の勤務実態等を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、当時B株式会社が加入していたD健康保険組合は、平成15年に解散しており、資料等は既に廃棄され、申立期間当時B株式会社を担当していた職員も確認できなかったため、申立てに係る事実を確認するための関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月8日から4年3月30日まで
② 平成6年1月11日から同年3月24日まで
③ 平成6年5月31日から同年7月30日まで

A市教育委員会の人事異動通知書により、A市立中学校の臨時的任用職員として間違いなく勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時B県C庁D部に臨時的任用職員として採用され、A市教育委員会からの辞令によりA市立E中学校及び同市立F中学校に配属され、臨時的任用職員として勤務していたことは人事異動通知書及び同僚の供述により確認できる。

しかし、B県教育委員会が平成元年3月18日に定めた「臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険制度の取扱いについて」の規定によれば、一つの発令により任用期間が2か月を超え1年以内の期間を定めて任用された者を健康保険及び厚生年金保険の資格取得者とする旨が定められており、申立期間②及び③の勤務期間についてはそれぞれ継続すれば2か月を超えているものの、その任用期間は人事異動通知書によって分割され、一つの発令による任用期間はいずれも2か月未満となっているため、上記の規定によれば、厚生年金保険の資格取得者となる条件を満たしていないことが確認できる。

また、B県C庁D部に照会したところ、上記の規定に基づいて厚生年金

保険事務を行っているため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた事実は無いと回答している。

さらに、当時申立人と同様の勤務形態であった複数の臨時的任用職員に照会したところ、上記の規定についての説明を受け、この規定を承知した上で勤務していたと供述している者もみられた。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立期間において申立人の記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで
② 昭和 33 年 9 月 26 日から 35 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 7 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで

申立期間①はA株式会社B支社（現在は、C株式会社）で、申立期間②は有限会社Dで、申立期間③はE株式会社で、それぞれ勤務していた。しかし、社会保険事務所へ厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、申立期間①及び③は被保険者記録が無く、申立期間②については、数年間勤務していたはずであるが、2か月の記録となっている。これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する写真及び元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①において、A株式会社B支社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社B支社は既に解散し、合併後のC株式会社へ照会しても、申立期間①当時の賃金台帳等関連資料は保管しておらず、当時の担当者も不明である旨の回答があり、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、当該事業所に在籍していた16人に照会を行ったところ、13人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務の実態を確認することはできなかった。

さらに、後にC株式会社の役員になった元同僚は、当時従業員は、就業規則上、社員、雇員及び用員の正社員と3か月更新の臨時工に分かれ、臨時工が半数近くを占めており、このうち正社員のみ厚生年金保険に加入させていた旨供述していることから、申立期間①当時、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、上記の被保険者名簿においても、申立期間①に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間①において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、有限会社Dに照会したところ、申立期間②当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、当時の事業主も既に亡くなっており、現在の事業主は当時のことは分からない旨回答しているため、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人は、有限会社DのF市G区Hにあった工房において百人一首の裁断や梱包をしていたと主張しているが、申立期間②当時、同社の工房に勤務していたとする現在の取締役は、「Hの工房では、裁断の作業を行っていたが、地味な仕事のため若い人で長く続く人は少なかった。申立人を採用したのは私かも知れないが、申立人を憶えていない。」と供述していることから、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和33年9月26日付けで被保険者資格を喪失した後、同月に健康保険証が返納された旨が記載されているほか、申立期間②において申立人の標準報酬月額が改定された記録も無いことから、申立人の資格喪失に係る手続に不自然な点は見られない。

加えて、当時の元同僚に照会しても、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることができない。

申立期間③について、申立人のE株式会社における勤務状況等の記憶は詳細であることから、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間③において、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、E株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和55年に解散し、当時の事業主は既に亡くなっているため、当該事業所の元役員に照会したところ、当時の経理担当者は既に亡くなっており、関連資料も保管していないと回答しているため、申立期間③における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた

事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管するE株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③当時、当該事業所に在籍していた10人に照会を行ったところ、8人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務の実態を確認することはできなかった。

さらに、上記の被保険者名簿においても、申立期間③に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間③において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 2 月 28 日まで
申立期間について、有限会社Aで勤務していたが、厚生年金保険加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が勤務していたと主張する有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできないが、申立人は、勤務していた事業所の所在地や業務内容を明確に記憶しているほか、申立人が事業主と記憶していた有限会社Bの役員の供述を踏まえると、申立期間当時、有限会社Bの印刷部門が有り、申立人は、申立期間において期間は特定できないものの、同社に勤務していたと推認できる。

しかし、有限会社Bが保管する資料には、申立人に係る資料は保管されていないことから、同社における申立人の勤務期間、勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、有限会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務していた従業員に照会したが、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、有限会社Bの被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、有限会社Bの印刷部門は、昭和 42 年に有限会社Cとして独立開

業したと当時の事業主は供述しているが、同社が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは、平成3年8月1日であり、それ以前に適用事業所であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1118 (事案 198 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 22 日から 40 年 12 月 21 日まで
今回、第三者委員会からの通知書に記載されている「委員会の判断の理由」は、次のような理由から、承服できず、再申立てする。

i) 脱退手当金の裁定請求書は、事業者が委託していた A 会が作成し代理請求したと考えられるとしているが、夫は同一の事業所に勤務していたが脱退手当金は請求されておらず、私も直接依頼することもあり得ないこと。

ii) B 郵便局において脱退手当金が支給されたものと推認されるとしているが、私は、当該郵便局の所在地を承知しておらず、ここで脱退手当金を受領することはあり得ないこと。

iii) 一連の事務処理に不自然さほうがえないとあるが、社会保険事務関係者であれば作成することは可能であり、脱退手当金裁定請求書としても「提出年月日」欄や「払渡希望銀行又は郵便局名」欄が空欄であることは致命的欠陥であり、「不自然さほうがえない」とは言えないこと。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 事業所に照会した結果、当時、社会保険関係の業務を A 会に委託していたと回答していることから、A 会が、代理請求したものと考えられること、ii) 脱退手当金裁定請求書から、申立人の当時の住所地の近くの B 郵便局において脱退手当金が支給されたものと推認されること、iii) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が有るとともに、脱退手当金裁定請求書に記載されている

一連の事務処理に不自然さはいかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、第三者委員会の通知書に記載されている「委員会の判断の理由」は、i)同一事業所に勤務していた申立人の夫は脱退手当金の請求が行われていないことから、申立人についても請求が行われていないこと、ii)当該郵便局の所在地を承知していないこと、iii)一連の事務処理は社会保険事務所関係者であれば作成することは可能であるなどとして、再申立てを行っているが、その内容は脱退手当金の支給自体を疑わせる事情とは考え難いことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月 1 日から 29 年 9 月 1 日まで
(株式会社A)
② 昭和 30 年 11 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで
(B株式会社)

申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みという回答があったが、脱退手当金を受領した覚えがないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最後の事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 34. 10. 20」の記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 5 日から同年 9 月 24 日まで
(A 合資会社)
② 昭和 35 年 9 月 24 日から 42 年 1 月 21 日まで
(株式会社 B)

結婚のために株式会社 B を退職したが、脱退手当金は受給していない。昭和 58 年 4 月から同年 11 月までの間、保険会社に勤めた時は厚生年金保険に加入しているので、厚生年金保険は続いていると思っていた。再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、「受付第*号 42. 2. 17」、「現金 42. 5. 30」の押印が有ることから、社会保険事務所の窓口で現金により脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立期間に係る最後の事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 8 日まで
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みという回答をもらったが、私は受領した覚えがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には「39. 5. 25 A社会保険事務所受付」、「小切手 39. 9. 7 交付済」と押印されていることが確認できる。

また、申立期間に係る事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 39 年 9 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、申立人が脱退手当金を受領していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。